

## 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案（概要）

### 1. 背景

令和 6 年 5 月 15 日に流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 23 号。以下「改正法」という。）が公布され、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号。以下「法」という。）等が改正されることとなった。

改正法においては、一部の規定を除いて公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされていることから、今般、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成 17 年政令第 298 号）等の関係政令について、所要の改正を行う必要がある。

### 2. 概要

#### （1）流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令の一部改正

- ① 題名を「物資の流通の効率化に関する法律施行令」に改正することとする。
- ② 法第 6 条第 1 項の総合効率化計画の認定等に関する農林水産大臣の権限のうち、北海道農政事務所の管轄区域内のみにおいて実施される流通業務総合効率化事業に係るものについて、北海道農政事務所長に委任することとする。
- ③ 改正法の施行に伴い、法第 39 条の規定による荷主に対する指導及び助言に関する荷主事業所管大臣の権限について、以下のとおり地方支分部局の長に委任することとする。
  - ・ 財務大臣に属する権限（国税庁の所掌に係るものに限る。）は、荷主（法第 30 条第 7 号に規定する荷主をいう。以下同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長（当該所在地が沖縄県の区域内にある場合にあっては、沖縄国税事務所長）又は税務署長に委任する。
  - ・ 農林水産大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。
  - ・ 経済産業大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。
  - ・ 国土交通大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長に委任する。
  - ・ 環境大臣に属する権限（環境省令で定める事業を行う荷主に係るものに限る。）は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任する。
- ④ 改正法の施行に伴い、法第 47 条の規定による連鎖化事業者に対する指導及び助言に関する連鎖化事業所管大臣の権限について、以下のとおり地方支分部局の長に委任することとする。
  - ・ 農林水産大臣に属する権限は、連鎖化事業者の主たる事務所の所在地を管轄する

地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。

- ・ 経済産業大臣に属する権限は、連鎖化事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。

⑤ 引用している法の題名、条番号及び語句について所要の改正を行う。

(2) 国土交通省組織令（平成 12 年政令第 255 号）の一部改正

改正法の施行に伴い、物流・自動車局及び物流政策課の所掌事務の整理に関する改正を行うとともに、引用している法の題名及び条番号について所要の改正を行う。

(3) その他

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成 16 年政令第 182 号）、経済産業省組織令（平成 12 年政令第 254 号）及び中小企業政策審議会令（平成 12 年政令第 295 号）において引用している法の題名及び条番号について所要の改正を行うとともに、道路運送車両法施行令（昭和 26 年政令第 254 号）及び道路交通事業抵当法施行令（昭和 27 年政令第 261 号）において引用している「貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）」の条番号について所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 7 年 2 月

施 行：令和 7 年 4 月（改正法の施行の日）